

令和 3 年 9 月

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

3 監査第 95 号
令和 3 年 9 月 2 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	前 田 貢
同	川 上 明 彦
同	山 内 和 雄
同	原 よしのぶ
同	渡 辺 昇

健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

目 次

	頁
第 1 健全化判断比率の審査	1
1 審査の概要.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
第 2 資金不足比率の審査	8
1 審査の概要.....	8
2 資金不足比率の概要.....	9
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業).....	10
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業).....	10
3 審査の結果.....	10
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	11

第1 健全化判断比率の審査

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、愛知県監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

(1) 審査の項目

健全化判断比率

(2) 審査の着眼点

ア 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

(3) 審査の実施内容

知事から提出された令和2年度決算に係る数値等を基に算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取するなどの方法により、上記2つの着眼点に主眼を置き慎重に審査を行った。

2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満である。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	3.75	5
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	13.6 (13.7)	25	35
将来負担比率	185.6 (187.3)	400	

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。

2 ()は前年度の比率を示す。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率の各比率の詳細は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計	53,803,133	2,855,172,342	2,794,759,815	6,609,394
② 一般会計等に属する特別会計	1,001,529	783,919,542	781,279,995	1,638,018
・ 公債管理特別会計	0	744,569,062	744,569,062	0
・ 証紙特別会計	433,583	17,668,330	17,234,747	0
・ 母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	127,260	45,192	82,068
・ 中小企業設備導入資金特別会計	0	3,366,701	2,242,569	1,124,132
・ 就農支援資金特別会計	0	184,388	150,580	33,808
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	291,774	237	291,537
・ 県有林野特別会計	50,886	751,557	700,671	0
・ 林業改善資金特別会計	0	128,261	21,788	106,473
・ 県営住宅管理事業特別会計	517,060	16,832,209	16,315,149	0
③ 一般会計等 (① + ②)	54,804,662	3,639,091,884	3,576,039,810	8,247,412
④ 標準財政規模	1,373,511,332			
実質赤字比率 (③ / ④)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

- (注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。
2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 ・国民健康保険事業特別会計	31,044,700	573,272,029	542,227,329	0

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
	千円	千円	千円
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	60,309,372	170,359,184	110,049,812
・県立病院事業会計	301,754	6,554,770	6,253,016
・水道事業会計	15,858,779	22,745,846	6,887,067
・工業用水道事業会計	9,952,922	14,366,000	4,413,078
・用地造成事業会計	26,977,037	113,119,733	86,142,696
・流域下水道事業会計	7,218,880	13,572,835	6,353,955

- (注) 1 県立病院事業会計の流動負債等の額(B)には、特別減収対策企業債に係る企業債残高(920,000千円)を含んでいる。
 2 用地造成事業会計の流動負債等の額(B)には、土地造成等経費に係る企業債残高(72,307,000千円)を含んでいる。
 3 資金剰余額(A) - (B)が負の数であっても、資金不足額がない場合には、「0」で表示する。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
③ 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業) ・港湾整備事業特別会計	275,571	5,053,236	4,776,636	1,029
④ 一般会計等	54,804,662			
⑤ 連結実質収支額 (① + ② + ③ + ④)	146,434,305			
⑥ 標準財政規模	1,373,511,332			
連結実質赤字比率 (⑤ / ⑥)	— %			
(前年度の比率)	(—) %			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 13.6%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	202,296,307	207,459,270	212,014,102
② 準元利償還金	174,880,021	172,148,350	173,249,277
③ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	220,715,266	226,277,544	230,732,352
④ 標準財政規模	1,373,511,332	1,370,065,804	1,345,868,316
実質公債費比率(単年度) ((①+②-③)/(④-③))	13.6%	13.4%	13.9%
実質公債費比率(過去3か年平均)	13.6%	13.7%	13.7%

(4) 将来負担比率

将来負担比率は 185.6%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	6,113,821,447	28,327,011
ア 一般会計等に係る県債の現在高	5,506,952,215	37,993,035
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	74,697,961	Δ5,850,386
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	98,621,035	Δ4,153,702
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	31,999,555	5,079,597
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	382,821,403	Δ3,008,979
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	18,729,278	Δ1,732,554
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0
(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0

(エ) 第三セクター等	4,163,453	Δ371,917
(オ) 制度融資等	14,565,825	Δ1,360,637
キ 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額	0	0
ク 設立法人以外への貸付金に係る一般会計等負担見込額	0	0
ケ 連結実質赤字額	0	0
コ 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	1,006,187,274	20,308,894
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	74,947,065	11,507,443
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,892,424,711	Δ428,401
⑤ 標準財政規模	1,373,511,332	3,445,528
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	220,715,266	Δ5,562,278
将来負担比率 ((①-②-③-④)/(⑤-⑥))		% 185.6
(前年度の比率)		% (187.3)

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	3,233,973	Δ350,229
国営土地改良事業負担金	610,266	Δ587,783
水資源機構営事業負担金	64,159,234	Δ6,499,842
公共用地先行取得契約	6,694,488	1,587,468
合計	74,697,961	Δ5,850,386

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	16,726,287	Δ228,107
水道事業会計	1,206,872	Δ198,146
工業用水道事業会計	1,548,417	53,886
流域下水道事業会計	78,423,120	Δ3,874,999
港湾整備事業特別会計	716,339	93,664
合計	98,621,035	Δ4,153,702

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	11,520,000	10	1,152,000	Δ292,500
愛知県住宅供給公社	30,114,527	10	3,011,453	Δ79,417
合計	/	/	4,163,453	Δ371,917

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定又は法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	95,421,845	45,751
減債基金	871,618,014	33,525,907
国際交流事業推進基金	1,473,351	Δ99,388
環境保全基金	527,123	Δ85,240
文化振興基金	9,315,630	Δ910,792
地域福祉基金	8,060,167	Δ939,833
中山間ふるさと・水と土保全基金	424,003	Δ7,869
科学技術振興基金	2,500,000	0
産業廃棄物適正処理基金	1,332,881	23,633

あいち森と緑づくり基金	684,144	△147,085
産業空洞化対策減税基金	11,456,055	519,776
障害者福祉減税基金	1,303,709	△33,802
愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金	61	10
子どもが輝く未来基金	65,373	5,438
展示会産業振興基金	706,111	△55,210
森林環境譲与税基金	74,810	43,598
あいち医療応援基金	86,772	86,772
美術品等取得基金	1,137,225	△167,401
福祉推進整備基金	0	△7,579,869
社会資本整備等推進基金	0	△3,915,502
合計	1,006,187,274	20,308,894

3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果は次のとおりであり、健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準未満であることを認めた。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないことを認めた。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であることを認めた。

実質公債費比率は、公債費や公債費に準ずる債務負担行為等の減少などにより元利償還金等が減少したことや、普通交付税の増加などにより標準財政規模が増加したことを主要因として、前年度と比べて低下した。

将来負担比率は、標準財政規模が増加したことや、元利償還金等に係る交付税算入額が減少したことを主要因として、前年度と比べて低下した。

しかしながら、令和3年度当初予算においては、多額の収支不足に対し、減債基金等の取崩しを行うことで対応しており、今後の将来負担比率の動向に留意する必要がある。

したがって、今後とも、あいち行革プラン2020に基づく行財政改革の取組を着実に実施するとともに、財政の健全化に努められるよう要望する。

第2 資金不足比率の審査

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、愛知県監査委員監査基準に準拠して審査を実施した。

(1) 審査の項目

資金不足比率

(2) 審査の着眼点

ア 資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

(3) 審査の実施内容

知事から提出された令和2年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その内容を聴取するなどの方法により、上記2つの着眼点に主眼を置き慎重に審査を行った。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、算定されない。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
・ 県立病院事業会計	— (—)	0	30,541,431
・ 水道事業会計	— (—)	0	28,882,975
・ 工業用水道事業会計	— (—)	0	12,720,330
・ 用地造成事業会計	— (—)	0	201,632,161
・ 流域下水道事業会計	— (—)	0	12,567,389
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
・ 港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,225,400

- (注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。
 2 ()は前年度の比率を示す。
 3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあつては、資本及び負債の額)である。
 4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) (- (D))	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	6,554,770	5,333,016	920,000	—
水道事業会計	0	22,745,846	6,887,067	0	—
工業用水道事業会計	0	14,366,000	4,413,078	0	—
用地造成事業会計	0	113,119,733	13,835,696	0	—
流域下水道事業会計	0	13,572,835	6,353,955	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合 $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(D)は、 $(B) + (C) - (A) > 0$ である場合に算入する。

(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) (- (E))	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等以 外の経費に係る 県債の現在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	5,053,236	4,776,636	1,029	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合 $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(E)は、 $(B) + (C) + (D) - (A) > 0$ である場合に算入する。

3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果は次のとおりであり、資金不足比率は、経営健全化基準未満であることを認めた。

(1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないことを認めた。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であることを認めた。

(参 考)

地方財政健全化法の各比率の対象範囲



